

奥州市上下水道事業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、奥州市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払い事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。この場合において、奥州市水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を定める告示（平成18年水道部告示第1号）は、廃止する。

令和2年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 出納取扱金融機関

金融機関名	岩手ふるさと農業協同組合
名称	奥州市上下水道事業出納取扱金融機関

2 収納取扱金融機関

金融機関名	株式会社岩手銀行 株式会社東北銀行 株式会社北日本銀行 水沢信用金庫 東北労働金庫 岩手江刺農業協同組合 株式会社みずほ銀行 株式会社ゆうちょ銀行
名称	奥州市上下水道事業収納取扱金融機関